

別表 1

EU向け特殊盆栽の検疫対象有害動植物一覧

ビャクシン属植物

	学名	和名
1	<i>Gymnosporangium</i> spp.	さび病菌
2	その他、EUに発生していない有害動植物として、EUの要求において措置の対象となっているもの	

ひのき属植物

	学名	和名
1	<i>Urocerus japonicus</i>	ニホンキバチ
2	その他、EUに発生していない有害動植物として、EUの要求において措置の対象となっているもの	

クロマツ（他の日本産まつ属植物の台木に接ぎ木されたものを含む）

	学名	和名
1	<i>Coleosporium asterum</i>	葉さび病菌
2	<i>Coleosporium phellodendri</i>	葉さび病菌
3	<i>Crisicoccus pini</i>	マツコナカイガラムシ
4	<i>Dendrolimus spectabilis</i>	マツカレハ
5	<i>Dendrolimus superans</i>	ツガカレハ（ロシア個体群）
6	<i>Matsucoccus matsumurae</i>	マツモグリカイガラムシ
7	<i>Sirex nitobei</i>	ニトベキバチ
8	<i>Thecodiplosis japonensis</i>	マツバノタマバエ
9	<i>Urocerus japonicus</i>	ニホンキバチ
10	その他、EUに発生していない有害動植物として、EU等の要求において措置の対象となっているもの	

ゴヨウマツ（他の日本産まつ属植物の台木に接ぎ木されたものを含む）

	学名	和名
1	<i>Coleosporium paederiae</i>	葉さび病菌
2	<i>Crisicoccus pini</i>	マツコナカイガラムシ

3	<i>Dendrolimus spectabilis</i>	マツカレハ
4	<i>Dendrolimus superans</i>	ツガカレハ（ロシア個体群）
5	<i>Matsucoccus matsumurae</i>	マツモグリカイガラムシ
6	<i>Thecodiplosis japonensis</i>	マツバノタマバエ
7	<i>Urocerus japonicus</i>	ニホンキバチ
8	その他、EUに発生していない有害動植物として、EUの要求において措置の対象となっているもの	

別表 2

英国向け特殊盆栽の検疫対象有害動植物一覧

ビャクシン属植物

	学名	和名
1	<i>Aschistonyx eppoi</i>	タマイブキノタマバエ
2	<i>Gymnosporangium asiaticum</i>	さび病菌
3	<i>Gymnosporangium yamadae</i>	さび病菌
4	<i>Oligonychus perditus</i>	ビャクシンハダニ
5	<i>Popillia japonica</i>	マメコガネ
6	その他の英国の検疫対象有害動植物として定められたもの	

ひのき属植物

	学名	和名
1	<i>Popillia japonica</i>	マメコガネ
2	その他の英国の検疫対象有害動植物として定められたもの	

クロマツ（他の日本産まつ属植物の台木に接ぎ木されたものを含む）

	学名	和名
1	<i>Bursaphelenchus xylophilus</i>	マツノザイセンチュウ
2	<i>Coleosporium asterum</i>	葉さび病菌
3	<i>Coleosporium phellodendri</i>	葉さび病菌
4	<i>Crisicoccus pini</i>	マツコナカイガラムシ
5	<i>Cronartium orientale</i>	こぶ病菌
6	<i>Dendrolimus sibiricus</i>	ツガカレハ
7	<i>Dendrolimus spectabilis</i>	マツカレハ
8	<i>Dendrolimus superans</i>	ツガカレハ（ロシア個体群）
9	<i>Dothistroma septosporum</i>	赤斑葉枯病菌
10	<i>Fusarium circinatum</i>	リュウキュウマツ漏脂胴枯病菌
11	<i>Monochamus</i> spp. (non-European populations)	EU 未発生のヒゲナガカミキリ属
12	<i>Pissodes nitidus</i>	マツキボシゾウムシ
13	<i>Popillia japonica</i>	マメコガネ
14	<i>Pseudocercospora pini - densiflorae</i>	葉枯病菌
15	<i>Sirex nitobei</i>	ニトベキバチ

16	<i>Thecodiplosis japonensis</i>	マツバノタマバエ
17	<i>Urocerus japonicus</i>	ニホンキバチ
18	その他の英国の検疫対象有害動植物として定められたもの	

ゴヨウマツ（他の日本産まつ属植物の台木に接ぎ木されたものを含む）

	学名	和名
1	<i>Bursaphelenchus xylophilus</i>	マツノザイセンチュウ
2	<i>Coleosporium paederiae</i>	葉さび病菌
3	<i>Crisicoccus pini</i>	マツコナカイガラムシ
4	<i>Cronartium kurilense</i>	発しんさび病菌
5	<i>Cronartium quercuum</i>	こぶ病菌
6	<i>Dendrolimus sibiricus</i>	ツガカレハ
7	<i>Dendrolimus spectabilis</i>	マツカレハ
8	<i>Dendrolimus superans</i>	ツガカレハ（ロシア個体群）
9	<i>Monochamus</i> spp. (non-European populations)	EU 未発生のヒゲナガカミキリ属
10	<i>Pissodes nitidus</i>	マツキボシゾウムシ
11	<i>Popillia japonica</i>	マメコガネ
12	<i>Pseudocercospora pini - densiflorae</i>	葉枯病菌
13	<i>Thecodiplosis japonensis</i>	マツバノタマバエ
14	その他の英国の検疫対象有害動植物として定められたもの	

別表 3

生産園地の登録の基準

盆栽の区分	登録の基準
一般盆栽	次に掲げる要件を全て満たすものと認められる場合 ア 地上 50cm 以上の高さを有する栽培棚で栽培できること。 イ 栽培地検査を申請した盆栽とその他の盆栽とを分けて栽培できること。 ウ 検疫対象有害動植物の混入のおそれがない水の利用が可能であること。 エ 以下に掲げる培養資材のいずれかが使用されると判断できること。 （ア）未使用であり、有機物を含まないこと （イ）未使用であり、ピート又はココやしに由来する繊維で構成されていること （ウ）検疫対象有害動植物が当該培養資材に付着しないよう、適切なくん蒸又は熱処理を行っていること （エ）検疫対象有害動植物に有効な薬剤による消毒を行っていること オ 検疫対象有害動植物に有効な薬剤等による適切な防除ができると判断できること。
特殊盆栽	一般盆栽の区分に掲げる要件のほか、以下に掲げる要件を全て満たすものと認められる場合 ア 地上 50cm 以上の高さを有する栽培棚で栽培できること、又はコンクリート製の栽培床で栽培できること。 イ バクシン属植物を栽培する場合は、申請園地内及び近隣の場所においてさび病菌の宿主となる植物の判別が明確であること。
網室盆栽	一般盆栽の区分に掲げる要件のほか、以下に掲げる要件を全て満たすものと認められる場合 ア 全ての換気口及び開口部が最大目合 5mm 以下の網目を有する網で覆われていること。 イ 申請栽培施設内におけるゴマダラカミキリ類の寄主となる植物の判別が可能であること。

別表 4

栽培地検査の適合の基準

盆栽の区分	適合の基準
全ての盆栽	次に掲げる要件を全て満たすものと認められる場合 ア 検疫対象有害動植物の発生状況がＥＵ等の要求を満たすものと認められること。 イ 培養資材について、有機物を含まない未使用の培養資材の利用、ピート又はココやし由来の繊維で構成された未使用の培養資材の利用、くん蒸若しくは熱処理がされた培養資材の利用又は薬剤処理の適切な実施が確認され、かつ、薬剤処理された培養資材については線虫類の発生が認められない培養資材の利用がされていること。 ウ ＥＵ等未発生のさび病菌に有効な薬剤による消毒が適切に実施されていること。 エ 地上50cm以上の高さを有する栽培棚で栽培されていること。 オ 検疫対象有害動植物の混入のおそれがない水が利用されていること。 カ 当該盆栽の培養資材並びに当該盆栽の登録生産園地内及びその周辺において、マメコガネの発生が認められないこと（輸出時に培養資材を除去する又は栽培施設等により物理的にマメコガネの侵入を防げる場合を除く。）。
特殊盆栽	全ての盆栽の区分に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を全て満たすものと認められる場合 ア 地上 50cm 以上の高さを有する栽培棚又はコンクリート製の栽培床で栽培されていること。 イ 第5に掲げる事項が遵守されていること。
網室盆栽	全ての盆栽の区分に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を全て満たすものと認められる場合 ア 第3の2に掲げる事項が遵守されていること。 イ 第5に掲げる事項が遵守されていること。
まつ属植物の盆栽	特殊盆栽の区分に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を全て満たすものと認められる場合 ア 別紙1の精密検定の結果、当該盆栽にリュウキュウマツ漏脂胴枯病菌の発生が認められないこと。 イ 登録生産園地内及びその周辺のまつ属植物について、リュウキュウマツ漏脂胴枯病菌の発生が認められないこと。

クロマツ又はゴヨウマツがこれら以外のまつ属植物の台木に接ぎ木された盆栽	まつ属植物の盆栽の区分に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を全て満たすものと認められる場合 ア 当該盆栽にひこばえの発生が認められないこと。
ビャクシン属植物の盆栽	特殊盆栽の区分に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を全て満たすものと認められる場合 ア 登録生産園地の近隣の場所に植栽されているかなめもち属、かりん属、さんざし属、なし属、ビャクシン属、ぼけ属及びびりんご属植物に別表 1 及び 2 のビャクシン属植物の表に掲げるさび病菌の発生が認められないこと。 イ ハダニ類に有効な薬剤による消毒が適切に実施されていること。 ウ タマバエ類を対象とした刈り込み等による防除が適切に実施されていること。
ミカントゲコナジラムの寄主として EU 等が規制している植物の盆栽	全ての盆栽の区分に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を全て満たすものと認められる場合 ア ミカントゲコナジラムに有効な薬剤による消毒が適切に実施されていること。
ナンヨウキクイムシの寄主として EU 等が規制している植物の盆栽	全ての盆栽の区分に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を全て満たすものと認められる場合 ア 登録生産園地内及びその周辺において、ナンヨウキクイムシの発生が認められないこと。
クワカミキリの寄主として EU 等が規制している植物の盆栽	全ての盆栽の区分に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を全て満たすものと認められる場合 ア 登録生産園地内及びその周辺において、クワカミキリの発生が認められないこと。